

平成二十五年原子力規制委員会規則第二号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三十四条、第三十五条、第六十二条の三及び第六十六条並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則を次のように制定する。

（適用）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十六及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエッックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三 「燃料体」とは、実用炉規則第二条第二項第三号に規定する燃料体をいう。

四 「管理区域」とは、実用炉規則第二条第二項第四号に規定する管理区域をいう。

五 「保全区域」とは、実用炉規則第二条第二項第五号に規定する保全区域をいう。

六 「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七 「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、発電用原子炉施設のうち、令において読み替えて適用する法第四十三条の三の三十四第二項の規定に基づき認可を受けた実施計画（法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた廃止措置に関する事項に係る廃止措置の対象となるものをいう。

十一 「設計上考慮する事象」とは、次に掲げる事象であつて、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの設計において発生を考慮しているものをいう。

イ 自然現象
ロ 発電用原子炉施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（記録）
第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならぬ。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認めるところができる。

記録事項

一 発電用原子炉施設の施設管理（第十二条に規定する施設管理をいう。以下この表において同じ。）に係る記録
イ 第十二条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

ロ 第十二条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名

ハ 第十二条第七号の規定による検査の結果

記録事項	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合
一 発電用原子炉施設の施設管理（第十二条に規定する施設管理をいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 第十二条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
ロ 第十二条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の期間	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間（燃料体については当該燃料体に係る使用済燃料の

二 第十二条第八号の規定による検査の結果		検査の都度
（1）外観	（イ）運転記録（廃止措置対象施設に係るものと除く。）	開始及び停止の都度
（2）燃焼度	（ロ）運転開始前及び運転停止後の発電用原子炉施設の点検の結果	その都度
（3）取出しから容器への封入までの期間	（ハ）警報装置から発せられた警報の内容	交代の都度
（4）使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	（ニ）運転管理責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	毎日一回
四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	（ホ）原子炉本体（四号炉、五号炉及び六号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る四号炉、五号炉及び六号炉をいう。以下同じ。）に係るものと除く。）に注入する冷却材の流量	一年間
	（ボ）原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）の底部の温度	十年間
	（ツ）原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）内の温度	十年間
	（チ）原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）内における原子核分裂生成物のうちキセノン又はクリプトンの濃度	十年間
	（リ）原子炉圧力容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）内における水素の濃度	十年間
	（ヌ）原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）及び原子炉格納容器（四号炉、五号炉及び六号炉に係るものと除く。）に封入される窒素の流量	十年間
	（ル）発電用原子炉施設内における放射性物質を含む海水及び地下水の水位	十年間
	（ヲ）建屋周辺の地下水の水位及び放射能濃度	十年間
	（ワ）第十四条第五号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があつた場合に講じた措置	十年間
三 燃料体の記録（イ）からトまでに掲げる事項については、廃止措置対象施設を除く。）	（イ）燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	毎日一回
	（ロ）燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の挿入量	毎日一回
	（ト）燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	測定の都度
	（ハ）使用済燃料の種類別の取出量	その都度
	（ニ）取り出した使用済燃料の燃焼度	毎年一回
四 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録	（ホ）受渡しの都度	十年間
	（ボ）挿入の都度	十年間
	（ツ）取出しの都度	十年間
	（チ）取出しの都度又は毎月一回	十年間
	（リ）配置又は配置替えの都度	五年間
	（ロ）払出しの都度	十年間
	（ト）挿入前及び取出後	十年間
	（ハ）払出しの都度	十年間
	（ニ）払出しの都度	五年間
	（ホ）当該使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間	当該使用済燃料の貯蔵を委託する事業者に記録を引き渡すまでの期間

ハ	漏えい率	口
ニ	真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力	容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観
ホ	放射線管理記録	重量
イ	発電用原子炉施設（五号炉及び六号炉並びにこれらの附属施設を除く。）のうち遮蔽壁を設ける必要があるもの（廃止措置対象施設を除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	放射線管理記録
ロ	使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉をいう。以下同じ。）並びに廃止措置対象施設に係るもの（廃止措置対象施設に係るもの）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	放射線管理記録
ハ	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間にについての平均濃度	漏えい率
ニ	管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間にについての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の成分、量及び圧力
ホ	放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により発電用原子炉設置者が妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量	漏えい率
ハ	四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の成分、量及び圧力
ニ	放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	漏えい率
チ	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	漏えい率
リ	工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	漏えい率
ヲ	放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	漏えい率
ハ	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄又は投棄の日、場所及び方法	漏えい率
ロ	放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	漏えい率
イ	放射性廃棄物による汚染の広がりの防止及び除去を行つた場合には、その状況及び担当者の氏名	漏えい率
六	発電用原子炉施設等の事故記録	漏えい率
ハ	事故の発生及び復旧の日時	漏えい率
ニ	事故の原因	漏えい率
ロ	事故後処置の状況及び事故に際して採つた処置	漏えい率
イ	事故の発生及び復旧の日時	漏えい率
六	発電用原子炉施設等の事故記録	漏えい率
ハ	事故の原因	漏えい率
ロ	事故後処置の状況及び事故に際して採つた処置	漏えい率
イ	風向及び風速	漏えい率
六	降雨量	漏えい率
ハ	気象記録	漏えい率
ロ	大気温度	漏えい率

(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果

(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果

(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目

ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録

測定又は評価の都度	工場又は事業所から搬出された後 十年間
その都度	工場又は事業所から搬出された後 十年間
その都度	工場又は事業所から搬出された後 十年間
その都度	工場又は事業所から搬出された後 十年間

- 2 前項の表第五号イ及びロの線量当量率、同号ニの線量当量並びに同号ホ及びヘの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。
- 3 第一項の表第五号ホ及びトの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。
- 4 第一項の表第五号ホからチまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなつた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合において発電用原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。

- 5 発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ホからトまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
- 6 第一項の表第五号ヌ及びル、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

(電磁的方法による保存)

- 第四条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人への知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録する」とにより作成し、保存することができる。

- 2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。

- 3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(品質マネジメントシステム)

- 第五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、実施計画（法第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第九条から第十六条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならぬ。

第六条から第八条まで 削除

(管理区域への立入制限等)

- 第九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 管理区域については、次の措置を講ずること。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適當と認める措置によることができる。この場合においては、当該措置を実施する区域を明らかにしなければならない。
- イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性的程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
- ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める表面密度限度を超えないようによること。
- ニ 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようによること。
- 二 保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出し制限等の措置を講ずること。
- 三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。
- イ 人の居住を禁止すること。
- ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。

(線量等に関する措置)

- 第十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、放射線業務従事者の線量等に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすること。
- 二 放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、発電用原子炉施設の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある発電用原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉施設者に書面で申し出た者に限る。）をその線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

3 前項の規定により緊急作業に従事させることができない放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉施設者に書面で申し出た者であること。
- 二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
- 三 原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第十一條 削除

（発電用原子炉施設の施設管理）

第十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この条及び第十七条の二第二項第一号において「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉施設ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

二 前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

三 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト 発電用原子炉施設の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

四 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

ハ 施設管理を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

五 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

六 発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

七 発電用原子炉施設について設置又は変更の工事（発電用原子炉施設のうち溶接をするものの溶接を含む。以下同じ。）をした場合には、その使用の開始前に、当該発電用原子炉施設の工事及び性能について検査を行い、当該発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認すること。

イ 当該発電用原子炉施設に係る工事が実施計画に従つて行われたものであることを確認すること。

ロ 当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。

八 使用を開始した発電用原子炉施設について、定期に検査を行い、当該発電用原子炉施設が実施計画に定められた性能を有するものであることを確認すること。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

九 每年度一回、前号に規定する検査の計画及び実施状況について原子力規制委員会に報告すること。

（設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計上考慮する事象に關して、実施計画に定めるところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（次に掲げる発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に関するなどを含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関するこ。

ロ 消防吏員への通報に関するこ。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関するこ。

二 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行つ要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三 設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計上考慮する事象の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

一 発電用原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二 発電用原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせないこと。

三 前号の構成人員のうち運転管理責任者は、発電用原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四 前号に定めるもののほか、運転管理責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

五 発電用原子炉施設の運転に必要な操作に關し、その操作に先立つて確認すべき事項、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

六 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているもの）を逸脱していないことを確認するためのものを含む）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

七 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

八 運転前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項及び第十八条において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次に掲げる措置（原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

（場合）

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。

五 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合には、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

二 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

三 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の一まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年総理府令第五十八号）第一条から第六条まで並びに同規則の附則第一項の規定によるものとする。

(時蔵年譜第71号) 第二条から第五十九条までは規定する道場の法律の基準に従って、伊勢守のため必要と指揮を講じて「道場」は事業所において行なわれる道場にしては通用しない

第十五条 法第四十三条の三の一十一第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置

を講じ然斗物はなりて、守らん。たゞ、守られぬ者、廢止措置に對象設置については、この限りでない。

二 柍燃料物質の貯蔵は貯蔵施設の間に於て行ふこと。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 使ふる溶融燃焼物質の性質は、いかなる場合においても、該燃焼物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を

講じなければならない。
一、使用者然斗守職事業者に使用者然斗の守職を委託する二二。

料の種類に従い選定すること。

四、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第三条第一項の表第三号及び第四号の記録を引き渡すこと。

五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。

〔工場又は事業所において行われる放電〕第十九条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の処理に關し、次の各号に掲げる措

置（原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置）を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たつては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させる。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

ヨイ
排気施設によって排気を止めることで、発音を悪化させることなく、音量を抑えることができる。この方法は、音量を抑えるための最も簡単な方法である。

前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によって排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。

この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないことを確認する。

第三号口の方法により廃棄する場合において、当該保管管廃された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

コイ
排水施設によつて排出すること。
次村泉章「上方上り効果を寺つと『菟夜書』呆苦菟集する」といふ。

容器に封入し、又は容器と一緒に固化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

前号の防障害法による効果を持った個別化措置を固型化すること、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質

の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようすること。

第六号口の方により廃棄する場合において、当該保管管束された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

ナ
イ
水が浸透し方に沿って移動する場合においては、方身や頭部等を各部に亘り封じて行く構造である。当該容器に於ける基盤は通常アセチルである。

口
亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ、容器の蓋が容易に外れないものであること。
第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
 イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、冷却について必要な措置を講ずること。

合できるような整理番号を表示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ

容器に封入し、又は容器と一緒に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ

ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ナ

ハ

当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

ニ

当該保管廃棄施設には、次に掲げるいづれかの方法により廃棄すること。

イ

放射線障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。

ロ

容器に封入し、又は容器と一緒に固型化して放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ

当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

第十七条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該措置に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ ブルトニウム（ブルトニウム二二八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が二キログラム以上のも

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二二五の量が五キログラム以上のも

ハ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）

四 照射されていない次に掲げる物質

イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの

ニ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの

五 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの

六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。）第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）

七 照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）

八 照射されていない次に掲げる物質

イ ブルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ブルトニウムの量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二二八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五グラムを超えて一千キログラム以下のもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二二八に対する比率が百分の二十以上で百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二二八に対する比率が天然の比率を超えて百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一つは二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの

第三次に定める措置

次項に定める措置

- 九 照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後につきの表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）

十 照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

十一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他堅固な構造の障壁によつて区画し、及び適切かつ十分な監視を行ふことができる装置を当該防護区域内に設置すること。

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行つたための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人々に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を監視させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域に、ロに掲げる者が立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のために措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質が持ち込まれるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置した場合は、この限りでない。

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

(1) 施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

(2) 見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を監視させること。

(3) 見張人に、監視装置を用いる等の方針により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれていた特定核燃料物質については、この限りでない。

十 見張人に、監視装置の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

十一 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちにその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十二 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

十三 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

十一 口 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十二 口 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。
ロ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。

十三 口 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

十四 口 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようになる場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

十五 口 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

十六 口 ハロイドを管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十七 口 中央制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）及び特定重大事故等対処施設（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第一条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。

十八 口 壁は、容易に破壊されないものであること。

十九 口 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

二十 口 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）については、次に掲げる措置を講ずること。

二十一 口 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

二十二 口 ロイドの規定により設置された障壁によって区画された区域内に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十三 口 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備、使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）については、次に掲げる措置を講ずること。

二十四 口 イイロイドは、容易に人が近づけない措置を講ずること。

二十五 口 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

二十六 口 ハロイドの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

二十七 口 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能又は水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する機能が喪失し、発電用原子炉施設内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）については、次に掲げる措置を講ずること。

二十八 口 ハロイドは、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

二十九 口 ロイドの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

三十 口 ハロイドの規定により設置された障壁によって区画された区域内に第五号口に規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

三十一 口 特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上との者が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他事情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

三十二 口 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

三十三 口 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為は行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。

三十四 口 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

三十五 口 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

三十六 口 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

三十七 口 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようのこと。

- ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行つてゐる見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようになること。

二四三 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二四五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二五六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二七一 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する詳細な事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

チ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ト 緊急時対応計画に関する詳細な事項

二七八 特定核燃料物質の防護のための設備及び装置に関する詳細な事項

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行つた場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

（1） 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

（2） 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

（3） あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行つた結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがある（漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であつても、事情の変更によつて特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

（1） 防護区域

（2） 第十四号ロに規定する区域

（3） 第十六号ハに規定する区域

（4） 見張人の詰所

（5） 監視所

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。」を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるように行うこと。

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、複数の発電用原子炉について兼任することを妨げない。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉の運転に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

五 法第四十三条の三の二十六第二項において読み替えて準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 核燃料物質（五号炉及び六号炉に係るもの）が臨界に達し又は達するおそれがあるとき。

三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行つた場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であつて、第十号ただし書又は第十一号ただし書のときを除く。

四 火災により発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの）を除く。により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかつたとき。

六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の実施計画に定められた方法による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

七 気体状の放射性廃棄物（五号炉及び六号炉に係るもの）を排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。

八 液体状の放射性廃棄物（前号に規定するものを除く。）を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第十六条第四号の濃度限度を超えたとき。

九 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十六条第七号の濃度限度を超えたとき。

十 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えたときを除く。

十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等（気体状のものを除く。）が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたときを除く。）を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかつたとき。

ロ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

- | | | | | | | |
|--|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|---------------------------------------|
| | | | | | | |
| 二 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。 | 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の設備の組立てが完了した時 | 二 実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時 | 三 実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時 | 四 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。
(使用前検査の実施) | 五 前号の工程には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。
（使用前検査の実施） | 六 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。） |
| 二 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設について構造、強度又は漏えいによる試験をすることができる状態になった時に | 二 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設について構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの | 三 検査項目 | 四 検査項目 | 五 検査項目 | 六 検査項目 | 七 検査項目 |
| 三 実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時 | 一 実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの | 一 材料検査 | 二 尺寸検査 | 三 外観検査 | 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 | 五 耐圧検査 |
| 四 実施計画に定められた発電用原子炉施設の工事の計画に係る工事が完了した時 | 二 実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査 | 六 漏えい検査 | | | | |
| 五 実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他の工事の完了を確認するために必要な検査 | 三 実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査 | | | | | |
| 六 実施計画に定められた発電用原子炉施設の運転に必要な機能又は性能を確認する検査 | | | | | | |

二 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

第二十一条 削除

（使用前検査実施要領書）
第二十二条 原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、使用前検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十三条 削除

（使用前検査終了証）
第二十四条 原子力規制委員会は、使用前検査を終了したと認めたときは、使用前検査終了証を交付する。

第二十五条 削除

（試験使用の承認等の申請）
第二十六条 第二十条第二項第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要

四 法第六十四条の三第一項又は第二項の認可の年月日

五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六 使用の方法

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請が試験のための使用以外の使用に係る場合は第二号の書類を添付することを要しない。

- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
- 二 試験項目及び試験工程表

（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）

第二十七条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものとの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

（溶接検査を受けける発電用原子炉施設）

第二十八条 第二項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設であつて輸入したものとの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

三 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（前号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にあつては、百ミリベクレル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にあつては、百ミリベクレル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル以上（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

五 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（第三号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル以上（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

六 水用の容器又は管であつて、最高使用温度一百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

七 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

八 イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

九 イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

十 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものと除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

十一 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

（溶接検査の申請）

第二十九条 溶接検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

三 溶接工程表

四 溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
五 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
二 溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
三 溶接部の設計図

4 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
(溶接検査の実施)

第二十八条 溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、速やかに届け出なければならない。
一 溶接作業を行うとき（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における溶接検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く）。
二 非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。
三 突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。
四 耐圧試験を行うことができる状態になつたとき（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。
一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接検査を受けないで使用することができる旨の指示をした場合
二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合
イ ポイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項（同規則第九十条の二において準用する場合を含む。）の検定を受けた設備
ロ 発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第一条第一号、第一号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項（同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

3 漏止め溶接のみをした第二十六条第五号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合
第二十九条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるものであつて輸入したもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 溶接施行工場の名称及び所在地
三 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
四 輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一 溶接の方法に関する説明書
二 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
三 溶接部の設計図
四 溶接（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先形状の検査、溶接施行方法の検査（溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。）、非破壊試験（第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条 削除
(溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書)

第三十一条 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たつての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十二条 削除
(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)

第三十三条 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めたときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第三十四条から第四十一条まで 削除

7 この規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「旧東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は同項第二十七号の規定により行つた業務上知り得る者の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあった日から起算して一年を経過する日までの間は、それぞれ新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

8 第五項の規定により新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第一号に掲げる措置に係る実施計画の変更の認可を申請した実施計画認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、同号の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年二月三日原子力規制委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二二日原子力規制委員会規則第七号）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この規則（別表第三に係る改正規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月六日原子力規制委員会規則第四号）

（施行期日）
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「旧規則」という。）第

三条第一項の規定により記録した同項の表の上欄に掲げる事項の保存については、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第三条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

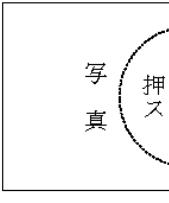
2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（平成二十五年政令第五十三号）本則に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）において発電用原子炉設置者が行う保安活動（原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下この項において「品質管理基準規則」という。）第二条第一項第一号に規定する保安活動をいう。）については、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムを導入するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の三第二項による実施計画の変更の認可の申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新規則第三条第一項の表第十号及び第五条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に旧規則第十四条第三号の規定により選任されている運転責任者は、新規則第十四条第三号の規定により選任された運転管理責任者とみなす。

附 則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第42条関係）（平29原子規17・令元原子規3・令2原子規4・一部改正）
(表面)

第　　号		
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第8項において準用する同法第61条の2の2第4項の規定による		
身　分　証　明　書		
職名及び氏名		
 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 写 真 押 出 ス タ ン プ </div>	年　　月　　日生 年　　月　　日交付	
		
原子力規制委員会　印		
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第61条の2の2（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 <p>4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

(裏面)

第64条の3 (略)

2～6 (略)

7 特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

8 第61条の2の2 第3項から第5項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第3項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十七の二 第64条の3第1項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第64条の3第4項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第64条の3第6項の規定による命令に違反した者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
1億円以下の罰金刑